

平成18年8月28日 練馬区国民保護協議会 資料

練馬区国民保護計画 (素案)

概要版

練馬区危機管理室

第1編 総論

第1章 練馬区の責務、計画変更等

○ 区の責務

「国民保護法」および「国民の保護に関する基本指針」ならびに「東京都国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等において、区民等の生命、身体および財産を保護し、区民生活や区民経済への影響を最小とするため、区民や他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

第2章 区国民保護計画の基本

○ 区国民保護計画の基本的考え方

(1) 本計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等において住民の生命・身体・財産を保護し、武力攻撃事態等が住民の生活に及ぼす影響が最小になるようにするために、区が平素から準備すること、および事態発生時に区が実施する措置その他必要な事項について定めることを目的とします。

(2) 本計画の位置づけ等

本計画は平素からの備え、武力攻撃事態等への対処、復旧等に関する指針です。

そのため、区は、平素から国民保護措置の具体的運用についてマニュアルや実施要領等を作成するとともに、図上訓練等によりその内容を検証・評価し反映させるなど、PDCAサイクルによる不断の見直しを行います。

(3) 東京都国民保護計画との整合性の確保

国民の保護のための措置およびその他必要な事項は、国全体として万全の体制を整備することが求められ（国民保護法第1条）、区国民保護計画は都道府県の国民保護計画と整合性を確保することとされているため（国民保護法第35条）、区国民保護計画は東京都国民保護計画の基本的考え方を踏まえ、同計画における区市町村計画作成基準を基本にした内容とします。

(4) 関係機関等との連携に配慮

国民の保護のための措置は、国、都、近隣区市町村、指定公共機関等との相互の連携に基づいておこなわれるものであるため、区は関係機関との連携を整備し、的確かつ迅速な措置が実施されるよう配慮します。

また、区は、区民防災組織の活性化とボランティアの支援を図ることとし、東京消防庁（消防署）とともに、消防団の充実強化に努めます。

(5) 住宅都市として性格を考慮

住宅都市の性格を有し、緑に恵まれた地域でもある一方、区内に様々な施設、ターミナル機能を持つ練馬駅等を有しているという特性をふまえて、地域の実情を念頭におきます。

(6) 災害対策のしくみを活用

武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、区の組織体制や備蓄などは、「練馬区地域防災計画」により構築された災害対策の仕組みを活用する計画とします。

○ 区国民保護計画の体系

《編》	《章》
第1編 総論	第1章 練馬区の責務、計画の位置づけ、構成等
	第2章 国民保護措置に関する基本方針
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
	第4章 練馬区の地理的、社会的特徴
	第5章 練馬区国民保護計画が対象とする事態
第2編 平素からの備え	第1章 組織・体制の整備等
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
	第3章 物資及び資材の備蓄、整備
	第4章 国民保護に関する啓発
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
	第2章 練馬区対策本部の設置等
	第3章 関係機関相互の連携
	第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き
	第5章 警報及び避難の指示等
	第6章 救援
	第7章 安否情報の収集・提供
	第8章 武力攻撃災害への対処
	第9章 被災情報の収集及び報告
	第10章 保健衛生の確保その他の措置
	第11章 国民生活の安定に関する措置
第4編 復旧等	第1章 応急の復旧
	第2章 武力攻撃災害の復旧
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	第1章 初動対応力の強化
	第2章 通常時における情報収集
	第3章 発生時の対処
	第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

○ 区が国民保護措置を実施するにあたり特に配慮すべき事項

(1) 憲法に保障する自由と権利の尊重や国際人道法の尊重と外国人への保護措置の適用など人権配慮に努めます。

また、国民保護措置の実施にあつては、その措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。

(2) 要介護者等の災害要援護者に対する避難、救援、情報伝達等に配慮するよう努めます。

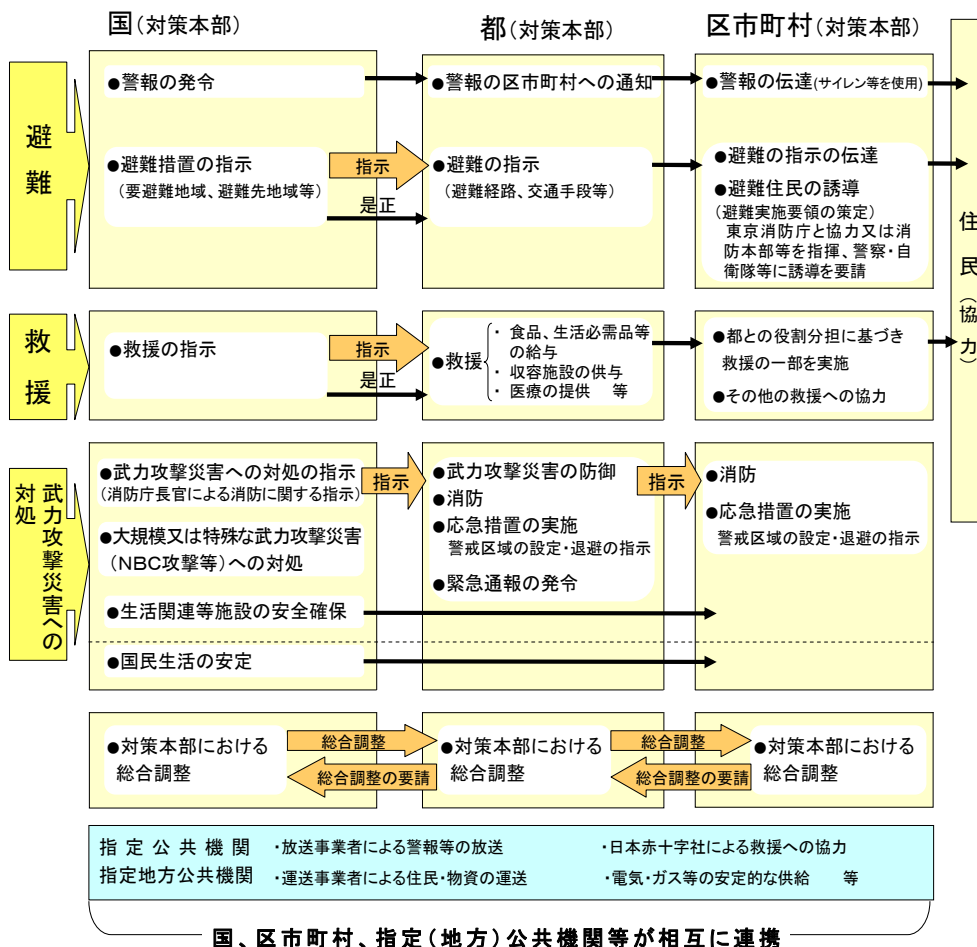
(3) 区民の自らの行動や相互の協力といった、自助・共助の活動に理解を求めよう努めます。

(4) 区は指定公共機関および指定地方公共機関がおこなう国民保護措置の実施について、その自主的な活動を尊重します。

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

国民保護措置の全国共通の仕組みは次のとおりです。

国民保護に関する業務の全体像



○区の事務

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部および緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織・体制の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 区の地理的、社会的特徴

- 国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について記載します。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

- 国が基本指針で示した武力攻撃事態4類型、緊急処理事態（大規模テロ等）4類型を想定します。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行なわれる可能性があることを考慮します。

事 態	事態類型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊急処理事態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃(原発、石油コンビナート等) ② 大規模集客施設等への攻撃(ターミナル駅、列車等) ③ 大量殺傷物質による攻撃(炭疽菌、サリン等) ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃(航空機による自爆テロ等)
NBC攻撃	① 核兵器等 ② 生物兵器等 ③ 化学兵器等

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

- 区の各部室等の平素の業務は地域防災計画に準じた分担に基づき行い、国民保護に関する企画立案や各部間の調整は、危機管理室が行います。
- 武力攻撃態等に対処するための区職員の参集基準等は、24時間即応体制を整備します。
- 地域防災計画における東京消防庁（消防署）、警視庁（警察署）との初動時の情報連絡体制を踏まえ緊密な連携を図ります。また、都および東京消防庁（消防署）と連携し、消防団を充実・活性化します。
- 国民の権利利益の救済に係る担当組織を定めます。

第2 関係機関との連携体制の整備

- 武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、国、都、他の区市（埼玉県の隣接市を含む）、指定公共機関および指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制の整備を図ります。
- 国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、連絡先および担当部署の把握、警報・避難・救援等の情報共有を図り、都・近接区市・指定公共機関等と必要な連携に努めます。
- 区民防災組織やボランティア団体等に対する支援・円滑な活動を推進するため、都、東京消防庁、消防団、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図ります。

第3 通信の確保

- 武力攻撃事態等における情報の輻輳による混乱を防止するため、災害情報受発信専用電話を指定することによる通信窓口の統一、災害時優先電話の活用、地域防災無線および区災害対策本部（防災センター）を親局とした固定系無線を活用した情報収集、連絡体制の確保に努めます。

第4 情報収集・提供等の体制整備

- 武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理するため、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理および提供、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。非常通信体制の確保に当たっては、既存の通信手段を活用するとともに、情報セキュリティー等に留意しながら関係機関における情報の共有に努めます。

第5 特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備

- 国の定めるガイドラインに基づき、特殊標章等の具体的な交付要綱およびこの要綱に基づく特殊標章等の作成を行い、適切に管理します。

第6 研修および訓練

- 区は、近隣区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の

団体および事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、対処能力の向上を図ります。

第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- 都、近隣区市と連携しながら、区民防災組織、防災機関、学校、大規模な事業所、大規模集客施設等との連携、民間事業者の協力を図りながら、避難訓練の実施、緊密な連携の確保を図ります。
- 本計画策定後に、都・関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。
- 救援に関し、区運営の救援センター運営マニュアルの整備、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制の整備を行うとともに、避難施設の指定への協力依頼等を平素から行います。

第3章 物資および資材の備蓄、整備

- 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねて活用します。

区は、国の調達体制などの整備方針をふまえ、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応します。

第4章 国民保護に関する啓発

- 都および関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行います。また、施設管理者による適切な避難行動や避難誘導について、啓発・周知を図ります。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

- 練馬区危機管理指針（平成18年3月制定）により、区長が設置する危機管理対策本部等の設置および区長を本部長とする体制は、関係機関を通じた情報収集や情報提供、都に本部設置連絡、各機関との通信を確保します。
- 区は、国による区国民保護対策本部の設置指定前に、原因不明の事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行います。

第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等

- 内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）および都知事を通じて区対策本部を設置すべき指定の通知を受けたとき、区長は直ちに区対策本部を設置し（事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、区対策本部に切り替え）、防災センターに区対策本部を開設するとともに、必要な体制の確保を図ります。

【事態の状況に応じた初動体制一覧】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定無	区の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①危機管理室体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		②危機管理対策本部体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		③災害対策本部体制
事態認定有	区国民保護対策本部設置の通知がない場合	区の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①危機管理室体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②危機管理対策本部体制
		区は必要に応じて都を通じて、区国民保護対策本部設置指定要請をする。	
	区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③国民保護対策本部体制

第3章 関係機関相互の連携

- 都の対策本部および都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図ります。
- 必要に応じて、都知事や指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長等の国民保護措置を行う機関に対し、措置を行うよう要請します。

また、必要に応じて、自衛隊の部隊等の派遣要請を都知事等に対して行います。

- 必要に応じて、都・他の区市町村・関係機関の職員の派遣を求めます。
- 他の区や関係機関から支援の要請があった場合には、可能な限り必要な支援を行います。
- 安全を十分に確保し、避難住民の誘導等に協力する住民への支援、ボランティア活動の受入体制の確保等に努めます。
- 必要に応じて、住民に対し、安全の確保に十分に配慮しながら、避難住民の誘導等の援助について協力を求めることとします。

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

- 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理します。

第5章 警報および避難の指示等

第1 警報の伝達等

- 都から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法により、住民、団体および大規模集客施設に警報の内容を伝達します。

第2 避難住民の誘導等

- 都知事による避難の指示に従って、その内容を、住民に対して迅速に伝達するとともに、避難実施要領のパターンおよび関係機関の意見を参考にして避難実施要領を策定し、避難住民の誘導と適切な情報提供を行います。

第6章 救援

- 都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都および関係機関と緊密な連携を図りながら、住民に対する救援を行います。
避難所・二次避難所を開設し、区の備蓄物資の活用、医療の提供等を行います。
また、物資の不足等の情報を取りまとめて、都対策本部へ救援物資の供給を要請します。

第7章 安否情報の収集・提供

- 避難住民等からの任意の情報や、関係機関から収集した情報を集約し、個人情報保護への配慮をしながら情報を求める住民に提供します。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

- 国や都等の関係機関と協力した武力攻撃災害への対処、武力攻撃災害の兆候の通報など必要な措置を行います。

第2 応急措置等

- 武力攻撃災害が発生した場合、住民に対し攻撃の内容に応じた適切な退避の指示・広報等を行うとともに、必要が生じた際の警戒区域の設定や応

急公用負担、被害情報の早急な把握を、関係機関と連携しながら行います。

第3章 生活関連等施設における災害への対処等

- 区対策本部を設置した場合、生活関連等施設の安全情報の収集等を行います。

第4章 NBC攻撃による災害への対処等

- NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じます。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、国による基本的な方針を踏まえた応急措置を講じます。

第9章 被災情報の収集および報告

- 様々な情報通信手段等を活用して被災情報を収集するとともに、収集した被災情報は都へ迅速に報告します。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

- 都と協力した避難所等の保健・衛生・栄養・防疫対策、地域防災計画に準じた廃棄物処理対策を実施します

第11章 国民生活の安定に関する措置

- 避難住民等の生活安定、生活基盤等の確保に関する措置を実施します。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

- 武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検の実施とともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先にした応急の復旧、関係機関への連絡等を講じます。

第2章 武力攻撃災害の復旧

- 武力攻撃災害による被害が発生したときは、国が示す方針に従い、都と連携し復旧を実施します。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 国民保護措置に要した費用の支弁、損失補償および損害補償、総合調整および指示に係る損失の補てんについて、国民保護法に定める手続きを行います。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

- 国が基本指針で示した緊急対処事態を想定します。

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

共通する特徴は非国家組織により、突発的に発生し、発生当初は事故との判別が困難で、不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高いことです。

- 想定される事態類型

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性物質貯蔵施設等の爆破
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第1章 初動対応力の強化

- 平素およびテロ等の発生時、区、大規模集客施設およびライフライン施設等の管理者、区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関等が連携協力して対処する体制を構築します。

第2章 通常時における情報収集

- 常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行います。

第3章 発生時の対処

- 大規模テロ等が発生した場合、国による区策本部の設置指定の有無にかかわらず、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組みます。

- 区緊急対処事態対策本部

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定がされる前で、区に対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じて、避難の指示、警戒区域の設定および区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行います。

政府による事態認定および区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに区国民保護対策本部に準じた区緊急処理事態対策本部体制に移行し、区災害対策本部等を廃止します。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

- 危険物質保有施設や大規模集客施設に対するもの、大量殺傷物質や交通機関を手段としたものなど、大規模テロの類型に応じた対処をします。